

AYLA HOUKAGO PARTNER

5領域につながる 支援の実践

これからのこどもまんなか療育施設



「こどもまんなか社会」の実現に向けて

こども家庭庁発足、障害児支援は、施策全体の中でより一層の推進が図られる

こども大綱

こどもの居場所づくりに関する指針

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン



これらの内容を踏まえ、児童発達支援の内容や方法など基本的事項について
ガイドラインに示していく（令和6年3月29日こども家庭審議会障害児支援部会）

こども大綱とは

「こども大綱」とは、すべてのこどもや若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸せに暮らすことができる「こどもまんなか社会」の実現のための取組をまとめた大元の方針。

●こども施策に関する基本的な方針

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び**こどもの権利条約の精神**にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）**で生活を送ることができる社会である。

こども施策の基本 理念等にとり

特別な支援や配慮を要するこどもであるか否かにかかわらず、権利行使の主体としてのこども自身が、**ウェルビーイングを主体的に実現していく視点**を持ってこどもとその家族に関わらねばならない。



身体的

精神的

社会的

ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的な面において、よい状態であることをいいます。

こどもの居場所に関する背景と理念、考え方等について

背景

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠。

地域コミュニティの変化

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっている。

複雑かつ複合化した喫緊の課題

児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。

価値観の多様化

価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。

こうした背景によって、様々な地域で居場所づくりが実践されており、国としても考え方を示す必要がある。

理念

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

こどもの居場所とこどもの居場所づくり

こどもの居場所とは

- こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。
- その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。
- 居場所の特徴として、多くのこどもにとって、学校が居場所になっていること、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との関係性などに影響を受けるものである。

こどもの居場所づくりとは

- 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。
- こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めることが必要である。
- 目的や対象者へのアプローチ方法などは多様であるが、重要なことは、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることである。

本指針の性質

対象となる居場所の範囲

こどもの居場所となることを目的としてつくられた場や活動はもちろん、結果としてこども・若者の居場所になっているもの（例：学校や塾、習い事など）も、内容が当てはまる部分について、本指針を十分に踏まえることが期待される。

対象となるこども・若者の年齢の範囲

こどもであっても若者であっても、居場所を必要とすることについては同様であるが、その必要性の強弱や提供される機能の違いを踏まえ、本指針では心身の発達の過程にある「こども」を対象とする居場所づくりを中心とする。

こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

各視点に共通する事項

① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

ー こども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要

② こどもの権利の擁護

ー こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要

③ 官民の連携・協働

ー 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

こどもの居場所づくりにおける 4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

ふやす

～多様なこどもの居場所がつけられる～

- ・地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持てているか等実態を把握する。
- ・学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・災害時においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ

～こどもが居場所につながる～

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

みがく

～こどもにとって、より良い居場所となる～

- ・こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる

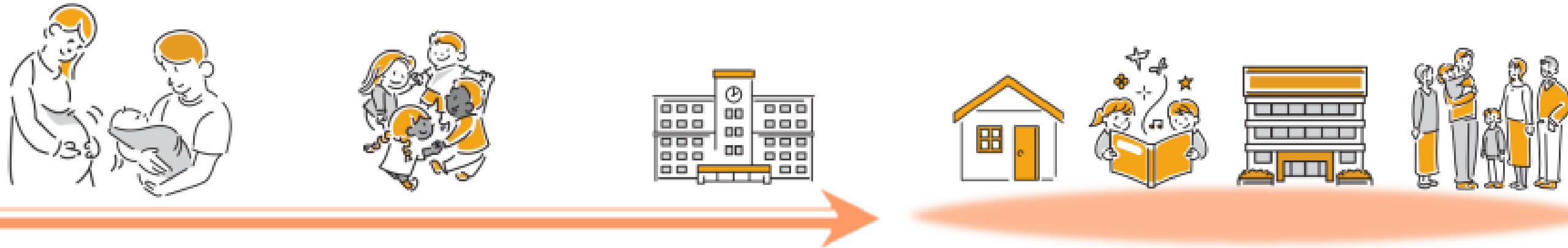
～こどもの居場所づくりを検証する～

- ・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

「はじめの100か月の育ちビジョン」はなぜ必要？

「はじめの100か月」は、人生を幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごすため、特に大切な時期です。

しかし、すべてのこどもがひとしく、健やかに育つことができるのかについては、課題があります。



生まれるとき、 園などに入るとき、 小学校に入るときや、 家庭、 園、 こどもについての関係機関、 地域

などの間に「切れ目」が多いため、

- ✓ 社会全体で幼児期までのこどもの育ちを支える共通した考え方を広め、
- ✓ 「はじめの100か月の育ちビジョン」に関連する取組を力強く進めていく、道しるべが必要です。

こどもの最善の利益の保障

●児童福祉法第1条では、**こどもの権利条約の精神にのっとり**、こどもが家族や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」として尊重されなければならないこと、第2条では、社会全体がこどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるべきことが規定されている。

●こどもの権利条約第12条において、「**自由に自己の意見を表明する権利**」が定められている。その「意見」は、原文（英語）では「view(s)」と表記されており、意見が聴取される権利に関する児童の権利委員会一般的意見第12号（2009年）において、**言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態への認識と尊重が必要**とされています。

本人支援の5領域



将来、日常生活や社会生活を
円滑に営めるようにするためのもの

障害のあるこどもが健やかに育っていくための方法

養護

健康
生活

運動
感覚

認知
行動

言語
コミュニケーション

人間関係
社会性

5領域（＝本人発達への支援）

様々な体験を積み重ねる中で、相互に関連を持ちながら達成に向かう



児童発達支援の 5領域

児童発達支援の概要

発達支援

(本人支援及び移行支援)

障害のあるこどもの発達の側面から、心身の健康や生活に関する領域（**本人支援**）と、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようしていくとともに、同年代のこどもとの仲間作りを図っていくなどの支援（**移行支援**）

家族支援 地域連携

障害のあるこどもを育てる家族（きょうだいを含む。）に対して、障害の特性に配慮し、こどもの育ちや暮らしを安定させること（**家族支援**）、こどもや家族を中心に据えた包括的な支援を提供するための地域づくり（**地域連携**）

本人支援で大切なこと



●発達障害のあるこどもに対しては、予定等の見通しをわかりやすくしたり、感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）に留意し、安心できる環境づくりが必要です。また、具体的又は視覚的な手段を用いながら、活動や場面の理解を促すことや、人とかかわる際の具体的な方法や手段を個々の特性に応じて身に付けることが必要です。

●知的障害と発達障害を重複している場合には、将来的な強度行動障害のリスクを把握し、適切なアセスメントを踏まえ、それぞれの障害の特性に応じた支援の提供と、環境の調整に取り組む等、行動上の課題を誘発させないよう、予防的な観点をもって支援を行っていくことが必要があります。

健康・生活（原文）

①ねらい

- 健康状態の維持・改善
- 生活のリズムや生活習慣の形成
- 基本的生活スキルの獲得

②支援内容

●健康状態の把握

健康な心と体を育て、健康で安全な生活を作り出すことを支援する。また、こどもの心身の状態をきめ細やかに確認し、平常とは異なった状態を速やかに見つけ出し、必要な対応することが重要である。その際、意思表示が困難であるこどもの障害の特性及び発達の過程・特性等に配慮し、小さなサインでも心身の異変に気づけるよう、きめ細かな観察を行う。

●健康の増進

睡眠、食事、排泄等の基本的な生活のリズムを身に付けられるよう支援する。また、健康な生活の基本となる**食を営む力の育成**に努めるとともに、楽しく食事ができるよう、口腔内機能・感覚等に配慮しながら、**咀嚼・嚥下の摂食機能、姿勢保持、手指の運動機能等の状態に応じた自助具等に関する支援**を行う。さらに、病気の予防や安全への配慮を行う。



健康・生活（原文）

●リハビリテーションの実施

日常生活や社会生活を営めるよう、それぞれの**こどもがもつ機能をさらに発達**させながら、こどもに適した身体的、精神的、社会的支援を行う。

●基本的生活スキルの獲得

こどもが食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすること等の**生活に必要な基本的技能を獲得**できるよう、適切な時期に適切な支援をこどもの状態に応じて支援する。

●構造化等により生活環境を整える

生活の中で、さまざまな遊びを通した学びが促進されるよう環境を整える。また、障害の特性に配慮し、**時間や空間を本人に分かりやすく構造化**する。

健康・生活（解説）

- 基本的生活スキル（衛生、衣類の着脱・食事・入浴・排泄）
- 食を営む力の育成（育てる、作る、食べる、仲間意識等）
- 咀嚼・嚥下の摂食機能
- 姿勢保持、手指の運動機能等の状態の評価
- 道具の使い方
- 睡眠等を含む生活リズム
- 健康な体、病気の予防
- 生活環境を構造化して整える

上記ができるようになるためには他の領域も十分関係しています。

運動・感覚（原文）

①ねらい

- 姿勢と運動・動作の向上
- 姿勢と運動・動作の補助的手段の活用
- 保有する感覚の総合的な活用

②支援内容

- 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上

日常生活に必要な動作の基本となる**姿勢保持**や**上肢・下肢の運動・動作の改善**及び**習得**、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図る。

- 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用

姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、姿勢保持装置など、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるよう支援する。

- 身体の移動能力の向上

自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、**日常生活に必要な移動能力の向上**のための支援を行う。



運動・感覚（原文）

●保有する感覚の活用

保有する**視覚、聴覚、触覚等の感覚**を十分に活用できるよう、**遊び等を通して支援**する。

●感覚の補助及び代行手段の活用

保有する感覚器官を用いて状況を把握しやすくするよう**眼鏡や補聴器等の各種の補助機器**を活用できるように支援する。

●感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）への対応

感覚や認知の特性（感覚の過敏や鈍麻）を踏まえ、**感覚の偏りに対する環境調整等の支援**を行う。

運動・感覚（解説）

- 姿勢保持、上肢・下肢の動き、関節・筋力
- 自力での歩行、移動能力の向上
- 日常生活上の移動能力の向上
- 遊びを通じた感覚の活用（五感、固有受容覚、前庭感覚）
- 感覚の偏りに対する環境調整（感覚過敏・感覚鈍麻）

筋力や関節等、専門的な部分を総合支援型の療育施設で観察していくことは難しいと感じるかもしれませんが、乳幼児の発育・発達段階へを理解と、感覚統合の基礎知識を持ち、「違和感」をもった場合は専門家へとつなげましょう。（見立て）

認知・行動（原文）

①ねらい

- 認知の発達と行動の習得
- 空間・時間、数等の概念形成の習得
- 対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得



②支援内容

●感覚や認知の活用

視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分活用して、必要な情報を収集して認知機能の発達を促す支援を行う。

●知覚から行動への認知過程の発達

環境から情報を取得し、そこから必要なメッセージを選択し、行動につなげるという一連の認知過程の発達を支援する。

●認知や行動の手掛かりとなる概念の形成

物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるよう支援する。

認知・行動（原文）

●大小、色、数量等の習得

形の大きさ、色の違い、数量、重さ等の習得のための支援を行う。

●認知の偏りへの対応

認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるよう支援し、認知の偏り等の個々の特性に配慮する。また、**こだわりや偏食**等に対する支援を行う。

●行動障害への予防及び対応

感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防、及び適切行動への対応の支援を行う。

認知・行動（解説）

そもそも「認知」とは？

出来事などを理解・判断していく過程。そして、その過程で必要な知的機能や、理解・判断する際の枠組みのことを指します。

五感（見る、聴く、触る、嗅ぐ、味わう）を介して外部から得た情報をもとに、物事の現状を認識したり、行動に移したりします。

●経験したことから「認知」はつくられるよ

様々な出来事と出会う度に新しい経験をします。

その経験を自分の「引き出し」を沢山開けて、理解しようとしています。

そうして出来た自分の経験値を「シエマ」といい、「シエマ」を

使って、あらゆる出来事を理解していきます。

※**認知の歪み（偏り）**という言葉についても知っておきましょう。



ウィクスラー式知能検査

幼児用：WPPSI 児童用：WISC 成人用：WAIS

全検査IQ（FSIQ）：平均100

言語理解
(VCI)

言葉を用いて
物事の内容を理解し
表現する力

知覚推理
(PRI)

視空間指標
(VSI)

流動性
推理指標
(FRI)

視覚情報を
正確に捉え、理解し、
表現する力

ワーキング
メモリ
(WMI)

聴覚情報を
短時間記憶し、
操作する力

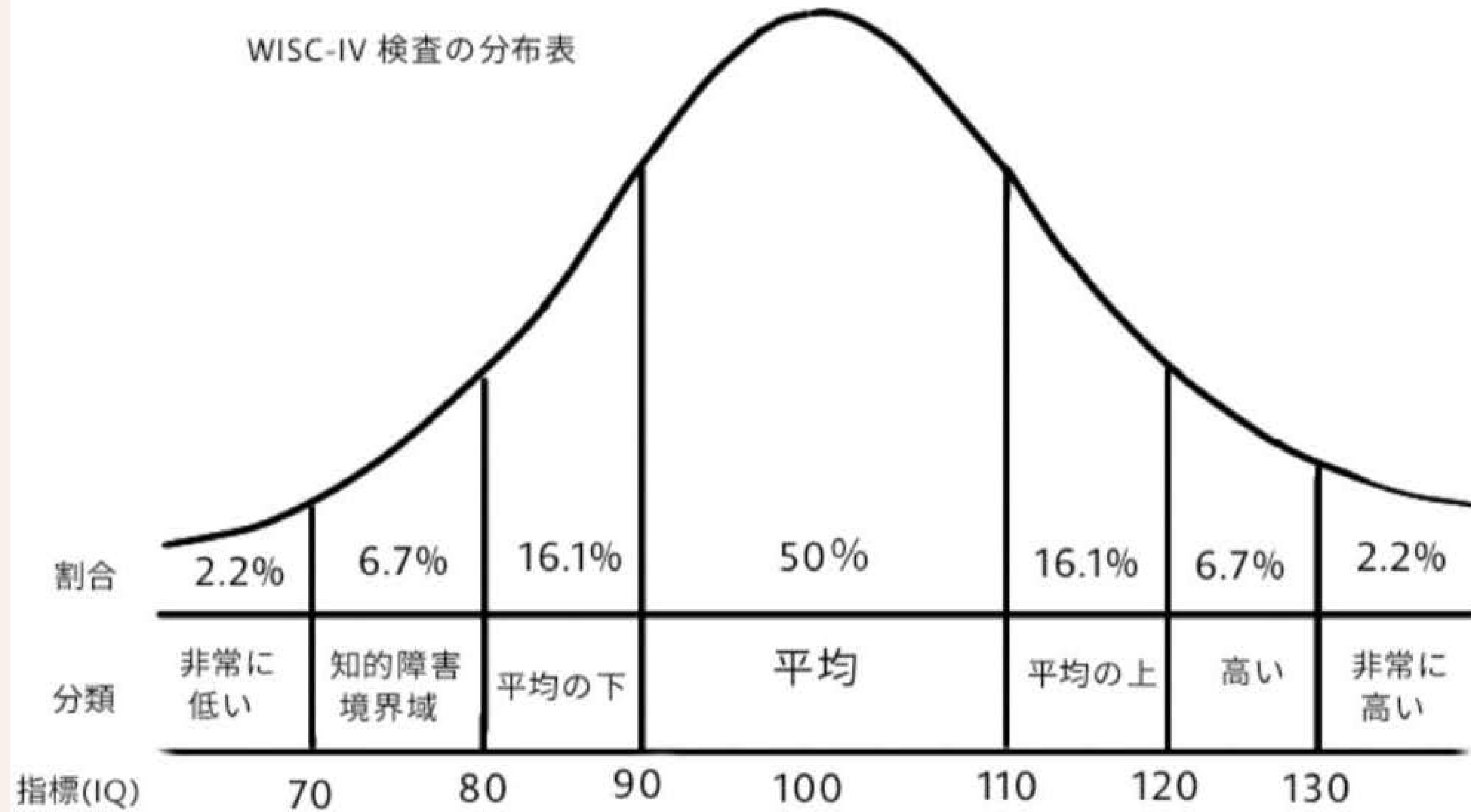
処理速度
(PSI)

視覚情報を
正確に捉え、
素早く処理する力

ウィクスラー式知能検査

言語理解	言葉を理解・説明する力	・語彙・知識が豊富 ・教科書を読んで内容を理解する ・言いたいことを適切に言葉にして伝える
知覚推理	もの・図・イメージ・動きを「見て」考える力	・地図・設計図の理解 ・その場の雰囲気から置かれた状況や暗黙のルールを理解する ・察する（推理する）力
ワーキングメモリ	聴覚的な短期記憶	・暗算、計算する ・指示を聞いて記憶した状態で作業する力 ・注意力
処理速度	視覚情報を素早く正確に処理して体を動かす速さ	・板書する（目で見えて書き写す言葉を判断して手を動かす） ・チラシを見て目当てのものをを見つける

WISC-IV 検査の分布表



認知・行動（解説）

●まずはその子の知覚を知る

→物事や外界に対してどのように感じ反応している？

→体の感覚面のみならず、出来事に対して「心」の反応は？

●色、形、大小、記号、重さ、音、様々に適応行動の手がかりとなるものへの理解を深める

●環境のもつ意味、メッセージの学習

●こどもが受け取れる量や、受け取りやすい質・量の把握

●感覚や認知の歪み（偏り）を持っていることを踏まえた支援

「その子をボトムアップする」になりすぎない！環境への支援！

言語・コミュニケーション（原文）

①ねらい

- 言語の形成と活用
- 言語の受容及び表出
- コミュニケーションの基礎的能力の向上
- コミュニケーション手段の選択と活用



②支援内容

- 言語の形成と活用

具体的な事物や体験と言葉の意味を結びつける等により、体系的な言語の習得、自発的な発声を促す支援を行う。

- 受容言語と表出言語の支援

話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出する支援を行う。

言語・コミュニケーション（原文）

●人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得

個々に配慮された場面における**人との相互作用を通して、共同注意の獲得等**を含めたコミュニケーション能力の向上のための支援を行う。

●指差し、身振り、サイン等の活用

指差し、身振り、サイン等を用いて、**環境の理解と意思の伝達**ができるよう支援する。

●読み書き能力の向上のための支援

発達障害のこどもなど、障害の特性に応じた**読み書き能力の向上**のための支援を行う。

●コミュニケーション機器の活用

各種の文字・記号、絵カード、機器（パソコン・タブレット等の ICT 機器を含む）等のコミュニケーション手段を適切に選択、活用し、**環境の理解と意思の伝達**が円滑にできるよう支援する。

言語・コミュニケーション（原文）

●手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用

手話、点字、音声、文字、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段を活用し、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。

言語・コミュニケーション（解説）

- 自立課題、宿題、工作など1対1の課題の中で手差しや指差しが自然と増えるよう関わる
- 描画などの場面でも共同注意を入れる（見てみて、こっち）
- 貸して、開けて、手伝って、などの要求のことばを教える
- 言葉、発話以外の意志表出への支援
- 身振り、手振り、ノンバーバルコミュニケーション
- 言語表現遊び
- 読み書き、文字への興味など
- 遊びの発達

人間関係・社会性（原文）

①ねらい

- 他者との関わり（人間関係）の形成
- 自己の理解と行動の調整
- 仲間づくりと集団への参加



②支援内容

- アタッチメント（愛着行動）の形成

人との関係を意識し、**身近な人と親密な関係を築き、その信頼関係を基盤として、周囲の人と安定した関係を形成するための支援を行う。**

- 模倣行動の支援

遊び等を通じて人の動きを模倣することにより、社会性や対人関係の芽生えを支援する。

- 感覚運動遊びから象徴遊びへの支援

感覚機能を使った遊びや運動機能を働かせる遊びから、見立て遊びやつもり遊び、ごっこ遊び等の象徴遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。

人間関係・社会性（原文）

●一人遊びから協同遊びへの支援

周囲にこどもがいても無関心である一人遊びの状態から並行遊びを行い、大人が介入して行う連合的な遊び、役割分担したりルールを守って遊ぶ協同遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。

●自己の理解とコントロールのための支援

大人を介在して自分のできること、できないことなど、自分の行動の特徴を理解するとともに、気持ちや情動の調整ができるように支援する。

●集団への参加への支援

集団に参加するための手順やルールを理解し、遊びや集団活動に参加できるよう支援する。

人間関係・社会性（解説）

- まずは大人との関わり、愛着関係の形成
- 感覚運動的な遊びから、模倣、見立て、ごっこ遊びなど象徴遊びへの変化（その子の遊びを大切にしながら）
- 一人での感覚運動遊びから自分と物との遊び、そこから大人が介在し、三項関係の遊びにシフト
- 遊びの中で役割をもち、集団への参加を支援する



グループワークの14原則

グループワーク14原則（コノプカの原則）は、グループ内外の葛藤をグループと参加者個人の成長に活かす、**集団の中での相互の育ちを促す**ことを意味します。

また、**集団援助者は、自己の存在も専門性も、援助の道具と考え、援助者は集団のなかで利用者と時間と場を共有し、率直に語り合い、行動をともにする**なかで、必要な援助をグループと個人に提供します。

コノプカの原則の中では、グループワークは、援助者も含めての集団であることを念頭に、集団とはいえ一人ひとり個別化をして関わっていくことや、各個人をその個人独特の長所・短所とともに純粋に受け入れること、お互いの個性を認め合い、グループメンバーの間によい協力関係ができるように奨励することなどが含まれています。

私たちも環境である

●参加の原則

メンバーが各自の能力の段階に応じて参加するよう励まし、またその能力をさらに高めることができるよう援助すること。

●葛藤の原則

メンバーが葛藤解決のためのよりよい方法を経験するように援助すること
とメンバー自身の、またグループ内での葛藤に対して、メンバーが自分たちで解決できる方法を見出せるように導くこと。

●経験の原則

人間関係をもつことにおいて、また、ものごとを成就することにおいて、多くの新しい経験を与えること。



放課後等デイサービスの 5領域

放課後等デイサービスの概要

発達支援

(本人支援及び移行支援)

「自立支援と日常生活の充実のための活動」、「体験的な活動や遊び」、「地域交流の機会の提供」及び「こどもが主体的参画できる機会の提供」の4つの基本活動を複数組み合わせることで支援を行うこと
(**本人支援**) 本人支援は、家庭や地域社会への生活に活かされること。

家族支援 地域連携

障害のあるこどもを育てる家族（きょうだいを含む。）に対して、障害の特性に配慮し、こどもの育ちや暮らしを安定させること（**家族支援**）、こどもや家族を中心に据えた包括的な支援を提供するための地域づくり（**地域連携**）

放課後等デイサービスの在り方①

放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のあることもにって、安心・安全で その子がその子らしく過ごせる居場所として、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、多様な遊びや体験活動等の機会を得ることを通じて、個々のこどもの状況に応じた発達支援が行われ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸福な状態（ウェルビーイング）で成長することができるよう、年齢や発達の程度に応じた意見の尊重及びこどもの最善の利益の保障を踏まえながら、健全な育成を図る必要がある。



放課後等デイサービスの在り方②

障害の有無にかかわらず、全てのこどもが共に成長できるよう、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障しながら、障害のあるこどもの集団等の中だけでなく、他のこどもも含めた集団等の中での育ちをできるだけ保障する視点や、地域の同年代のこどもとの仲間作りを図っていくことが重要である。そのためには、放課後等デイサービスにおいても、障害のあるこどもや地域の放課後児童クラブ等の個々のニーズに応じて、放課後児童クラブや児童館等の他の子育て支援施策等と連携を図りながら支援や活動の交流を進めて行くことが重要であり、子育て支援と障害児支援が双方向から緊密に連携した支援の取組が行われる地域づくりの一翼を担うことが期待される。

放課後等デイサービスの在り方③-1

放課後等デイサービスは、こどもが安心して過ごすことができ、心身の安全が確保された場所である必要がある。どのような場所を安全・安心と感じるかは、こどもによって異なり得るが、少なくとも、大人がこどもを力で動かそうとすることや、自分の思うように動かそうとするような関わり方や威圧的な態度で関わるなど、こどもが不安や恐怖に感じることはないようにすることが必要である。



放課後等デイサービスの在り方③-2

その際には、障害特性等にも配慮した環境設定が求められる。その上で、一人で居ることに安らぎを感じるこどももいれば、集団の中で落ち着きを感じるこどももいる。こうした多様なこどもの特性等を理解し、例えば、集団での活動だけでなく、必要に応じて小規模の集団の中で、対人関係を構築するための時間を確保する等、個々のニーズに応じた配慮等も踏まえた環境づくりが求められる。



放課後等デイサービスの在り方④

放課後等デイサービスには、多様な特性やニーズ、様々な背景のあるこどもが通うことが想定されるが、中には、精神的な理由等で継続的に学校に通学できない不登校の状態にあるこどもや、社会的養護の状況にあるこども等もいる。

それらの状況にあるこどもにとっては、放課後等デイサービスは、安心して安全に過ごせる場所、不安解消、社会的コミュニケーションを図ることができる場等、こどもと家族の身近なセーフティーネットとしての役割を果たすことが重要である。



放課後等デイサービスの在り方⑤

地域において、こどもや家族を中心に据えて包括的な支援を行っていくためには、地域 の各事業所や各関係機関、それぞれが非連続な「点」として独自に支援を行うのではなく、こども施策全体の連続性の中で、地域で相互に関係しあい連携しながら「面」でこどもや家族を支えていく必要がある。

その上では、放課後等デイサービスにおいても、地域において障害児支援の中核的な役割を担うことになる児童発達支援センターと積極的に連携を図りながら、支援を行っていくことも重要である。

放課後等デイサービスの在り方⑥-1

放課後等デイサービスは、単にこどもが知識やスキルを身につけることが目的ではなく、様々な遊びや体験活動の機会を通じてこどもたちの生きる力を育むことがその目指すべき目的である。その上で、放課後等デイサービスは、児童から青年期という人格形成に向かう幅広い時期を対象とする時期であり、こども一人ひとりの人間性の成長にもしっかりと目を向け、支援していくことが重要である。



放課後等デイサービスの在り方⑥-2

また、活動を行うにあたっては、その土台として、こどもたちが安心感のある環境の中にあることがとても重要である。そのため、前述したこどもの障害やその障害による生活上の困難さに配慮することはもちろん、こどもたちの日常生活における環境についても目を向け、場合によっては、関係機関等と連携してアプローチする必要も視野に入れておく必要がある。放課後等デイサービスは、福祉援助と発達支援という二つの視点を持ってこどもと向き合い、その成長を支えていくことが重要である。



放課後等
デイサービスって
どんな場所？



本人支援で意識すること

「自立支援と日常生活の充実のための活動」

「体験的な活動や遊び」

「地域交流の機会の提供」

「こどもが主体的参画できる機会の提供」



安心・安全

多様な個が認められる場所
人間としての成長など

児童と放デイで
5領域の内容は
変わる方向です！





個別支援計画と 5領域

総合的支援の考え方

「5領域、すべて支援計画に 網羅する必要がありますか？」

というご質問をよくいただきますが



本人支援の5領域の視点を網羅したアセスメントが行われないことや、5領域のうち特定の領域のみの支援（例えば、5領域の視点を網羅したアセスメントを踏まえ、そのこどもにとって課題と考えられた領域のみの支援）を行うなど、本人支援の5領域の視点が漏らされていない（原文まま）状況で支援を提供することは、総合的な支援としては相応しいとは言えないものである。との記載がある。

新たに追加されること

放課後児童クラブ運営指針も参考に

NEW

目安として、概ね6歳～8歳（小学校低学年）、9歳～10歳（小学校中学年）、11歳～12歳（小学校高学年）の3つの時期に区分するとともに、13歳以降（思春期）を一つの時期として区分し、児童期から思春期までの時期を4つの区分に分けて留意すべき事項を踏まえて支援を行う。

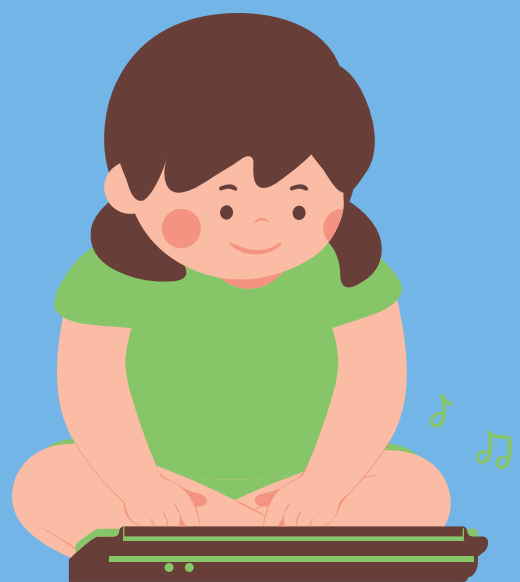
なお、この区分は、同年齢のこどもの均一的な発達の基準ではなく、一人ひとりのこどもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

引き続き変わらないこと

支援者は「子どもとともに」という姿勢

こどもの発達過程や障害種別、障害特性を理解している者による発達支援を通じて、こどもが他者との信頼関係の形成を経験できることが必要であり、この経験を起点として、仲間とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わうことで、人と関わることへの関心が育ち、コミュニケーションをとることの楽しさを感じられるように支援することが必要である。その上では、支援者が「子どもとともに」という姿勢をもち、支援者自らこどもとの信頼関係を構築することが重要である。また、仲間と関わることにより、葛藤を調整する力や、主張する力、折り合いをつける力が育つことを期待して支援する。

この5領域
どうすれば
日常により一層
浸透する？



生活や遊びの中で
5領域の視点を
網羅したオーダー
メイドの支援を



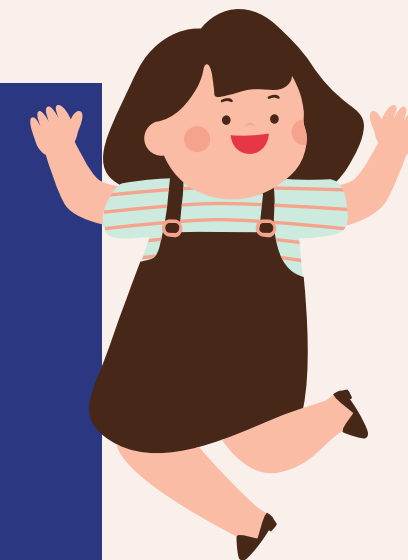
5領域は難しくない



こども一人ひとりの状態への理解

+

こどもの発達に関する知識



発達の原理原則を理解していること
目安や大人の期待ではなく「今日のこどもの姿」を
適切に見ることができていること

個別支援計画を策定する上で

**「最善の利益が優先して考慮」 されるとは
「障害児にとって最も善いことは何か」
を考慮することをいう**

NEW

策定会議そのものへの本人の参加

または、事前の聞き取りなどにより本人の意見を確かめる

※障害児の意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、障害児にとって最善とは言い難いと認められる場合には、障害児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得る

個別支援計画の交付義務

●作成した個別支援計画は、児童の相談支援専門員への交付を行うこと。またセルフプランの場合は自治体に交付が必要となるため、提出方法、提出先について予め関係先と協議しておくこと。

●複数の放課後等デイサービス事業所等を併せて利用することについても、支援内容を相互に理解しておくため、あらかじめ保護者の同意を得た上で、他の事業所との間で、相互の個別支援計画の内容等について情報共有を図ることが重要である。特に、セルフプランの場合には、事業所間の連携及び情報共有をより図っていくことが重要である